

(平成25年12月26日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認九州地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和15年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和36年10月から37年3月まで

私は、昭和36年10月に結婚した後、私の夫の実家があったA市B町に転入し、同居していた義理の姉が、私の分の国民年金保険料も一緒に地区の婦人会を通じて納付してくれていたため、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の義理の姉及びその夫の当該期間の保険料は納付済みであることが確認できる上、申立人の当該期間の前後の期間は納付済みとなっていることから、申立人の義理の姉が、6か月と短期間である申立人の当該期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、申立人の申立期間に係る納付記録については、申立人が当該期間より前に居住していたC町の申立人に係る国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では未納と記録されている一方で、申立人が申立期間より後に居住していたD町（現在は、A市）及びE町（現在は、F市）の申立人に係る国民年金被保険者名簿では納付済みと記録されている。

さらに、日本年金機構Gブロック本部H事務センターは、申立人が申立期間において居住していたとするA市に係る国民年金被保険者名簿が保管されていない旨回答しており、当該期間の納付状況が確認できず、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年12月25日、16年8月12日、同年12月24日、17年8月12日、同年12月22日、18年8月11日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年12月25日は4万円、16年8月12日は3万3,000円、同年12月24日は4万9,000円、17年8月12日は3万5,000円、同年12月22日は5万8,000円、18年8月11日は3万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年8月12日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年8月12日
⑥ 平成17年12月22日
⑦ 平成18年8月11日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間②から⑦までについては、申立人の当該期間に係る申立人名義

の金融機関の取引明細表及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から⑦までに係る標準賞与額については、前述の取引明細表及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成15年12月25日は4万円、16年8月12日は3万3,000円、同年12月24日は4万9,000円、17年8月12日は3万5,000円、同年12月22日は5万8,000円、18年8月11日は3万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑦までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①については、前述の取引明細表によりA社から申立人に対し、賞与が支給されていたことは確認できる。

しかしながら、前述の取引明細表で確認できる申立期間①の入金額は、千円単位の端数の無い金額となっているところ、賞与支給額から厚生年金保険料、所得税等を控除した場合に、千円単位の端数の無い振込額になることは通常考え難い。

また、前述の複数の同僚のうち、申立期間①において賞与が支給されている者が所持している賞与支給明細書によると、支給額が千円単位の端数の無い額となっているものについては、当該賞与からは厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 4959

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年12月25日、16年8月12日、同年12月24日、17年8月12日、同年12月22日、18年8月11日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、15年12月25日は4万円、16年8月12日は3万3,000円、同年12月24日は4万9,000円、17年8月12日は3万5,000円、同年12月22日は5万8,000円、18年8月11日は3万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月12日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年8月12日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年8月12日
⑥ 平成17年12月22日
⑦ 平成18年8月11日

私は、A社に勤務し、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

全ての申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準賞与額の記録について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間②から⑦までについては、申立人の当該期間に係る申立人名義

の金融機関の取引明細表及び当該期間における厚生年金保険の被保険者記録がA社に係るオンライン記録により確認できる複数の同僚が所持している賞与支給明細書から判断すると、同社から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②から⑦までに係る標準賞与額については、前述の取引明細表及び複数の同僚の賞与支給明細書から推認できる賞与支給額及び保険料控除額から、平成15年12月25日は4万円、16年8月12日は3万3,000円、同年12月24日は4万9,000円、17年8月12日は3万5,000円、同年12月22日は5万8,000円、18年8月11日は3万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②から⑦までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る当該期間の賞与について、賞与の支給、厚生年金保険料の控除及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届に関する資料を廃棄したため不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間①については、前述の取引明細表によりA社から申立人に対し、賞与が支給されていたことは確認できる。

しかしながら、前述の取引明細表で確認できる申立期間①の入金額は、千円単位の端数の無い金額となっているところ、賞与支給額から厚生年金保険料、所得税等を控除した場合に、千円単位の端数の無い振込額になることは通常考え難い。

また、前述の複数の同僚のうち、申立期間①において賞与が支給されている者が所持している賞与支給明細書によると、支給額が千円単位の端数の無い額になっているものについては、当該賞与からは厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月及び9年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年3月
② 平成9年3月

申立期間①について、平成8年3月27日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付も行った。

申立期間②について、平成9年3月27日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したため、申立期間①と同様に、母が国民年金の加入手続を行い、保険料の納付も行った。

申立期間と同様に、私が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したために、母が国民年金の加入手続を行い保険料を納付したほかの期間は、納付済期間と記録されているので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失する都度、申立人の母親がA町（現在は、B市）役場窓口において、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行った旨供述している。

しかしながら、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿により、申立期間における国民年金被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成8年3月及び9年3月の際には行われておらず、10年3月の同資格の喪失に伴い、同年4月10日に行われていることが推認でき、当該届出日の時点において、申立期間に係る保険料は、過年度納付が可能であるが、B市は、過年度保険料をA町役場の窓口では収納できなかった旨回答している。

また、C年金事務所が保管している国民年金保険料に係る領収済通知書の

うち、申立人が申立期間における国民年金の加入に係る届出を行ったと推認できる時期である平成10年4月から申立期間②に係る保険料納付の時効が完成する前日である11年4月30日までに収納された同通知書の確認を行ったが、申立人に係る同通知書は確認できない。

さらに、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から50年3月まで

私は、昭和50年4月に私の母とA市B出張所に行き、私と妻の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括して納付した。

その時、A市B出張所窓口の職員から、申立期間は全て納付済みになったと言われたことを記憶しているにもかかわらず、申立期間が未納期間とされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月に、A市B出張所で自身と妻の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を41年1月まで遡って一括して納付した際に、当該出張所の窓口の職員から、申立期間の保険料は全て納付済みになった旨言われたことを記憶していると申し立てている。

しかしながら、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の記号番号の前後の国民年金任意加入被保険者の資格取得日から、昭和51年4月頃に夫婦連番で払い出されていることが推認できる。

また、前述の払出時点では、第2回特例納付（昭和49年1月1日から50年12月31日までの期間実施）は既に終了しており、昭和41年1月から48年12月までの保険料は時効により納付することができないことから、申立人が主張しているように、全ての申立期間に係る保険料を一括納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和49年1月から50年3月までの期間は、前述の払出時点において過年度納付が可能であるが、A市は、同市役所又はその出張所の窓口において、過年度保険料を収納することはできなかった旨回

答している。

加えて、申立人の記号番号の払出時期である昭和 51 年 4 月より前に、申立人に対し別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和22年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和44年5月から50年3月まで

昭和50年4月に、私の夫と義母がA市B出張所に行き、私と夫の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括して納付した。

その時、夫がA市B出張所の窓口の職員から、申立期間は全て納付済みになったと言われたことを記憶しているにもかかわらず、申立期間が未納期間とされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月に、申立人の夫がA市B出張所で、申立人とその夫の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を同月以前に遡って一括して納付した際に、当該出張所の窓口の職員から、申立期間の保険料は全て納付済みになった旨言われたことを申立人の夫が記憶していると申し立てている。

しかしながら、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の記号番号の前後の国民年金任意加入被保険者の資格取得日から、昭和51年4月頃に夫婦連番で払い出されていることが推認できる。

また、前述の払出時点では、第2回特例納付（昭和49年1月1日から50年12月31日までの期間実施）は既に終了しており、昭和44年5月から48年12月までの期間の保険料は、既に時効により納付することができないことから、申立人が主張しているように、全ての申立期間に係る保険料を一括納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和49年1月から50年3月までの期間は、前述の払出時点において過年度納付が可能であるが、A市は、同市役所又はそ

の出張所の窓口において、過年度保険料を収納することはできなかった旨回答している。

加えて、申立人の記号番号の払出時期である昭和 51 年 4 月より前に、申立人に対し別の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から61年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から61年10月まで

私の国民年金の加入手続は、私の母が行ってくれた。また、結婚前である申立期間の国民年金保険料が未納となっていることについて結婚後に母に相談したところ、昭和62年の初め頃、結婚前の時期の保険料という理由で母が一括して納付してくれた。

申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることについて母親に相談したところ、昭和62年の初め頃に母親が一括して納付してくれたと主張している。

しかしながら、申立期間のうち昭和59年8月及び同年9月の保険料は、61年10月末日が納付期限であることから、申立人が主張しているように、62年の初め頃に全ての申立期間に係る保険料を一括して納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、当該加入手続を行い、保険料を納付したとする母親は既に死亡しており、申立期間に係る保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 6 月から 60 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月から 60 年 7 月まで

私は、昭和 56 年 5 月頃、個人事業所の事業主であったため厚生年金保険の加入は認められないと社会保険事務所（当時）から指導を受けた。これを受けて、私はすぐに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、保険料が納付済みとされているのは、60 年 8 月からとなっていることに納得できない。

申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、厚生年金保険法に基づく老齢を支給事由とする年金給付の受給資格期間を満たしていることから、旧国民年金法第 7 条第 2 項第 3 号の規定により当該期間は国民年金の任意加入対象期間となる。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、昭和 60 年 8 月 23 日に初めて国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、「妻の国民年金の加入手続も一緒に行ったと思う。」と供述しているところ、申立人の妻に係る A 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人の妻も申立人と同じ（昭和 60 年 8 月 23 日）に国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月1日から28年7月11日まで
年金事務所の記録では、A社（現在は、B社）に昭和23年1月31日から61年4月30日まで勤務していた期間のうち、23年8月1日から28年7月11日までの期間についての厚生年金保険被保険者記録が無いが、継続して同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社で申立期間当時に事業主の子であった者の供述及びB社が当該事業主の子の証言に基づき作成した書面から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、B社の事業主は、「当時の資料は保管されていない。」と供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者資格を申立人と同日である昭和23年8月1日に喪失していることが確認できる同僚3人のうち、申立人が自身と同様に継続して勤務していたと記憶している同僚1人は、25年3月15日に同資格を再取得していることが確認できる上、当該被保険者名簿において申立期間中である27年7月3日に同資格を取得していることが確認できる同僚の子は、父親は21年から同社に勤務していた旨の供述をしており、同社は従業員全員について必ずしも勤務期間どおりに厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、申立人が昭和 23 年 1 月 31 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 8 月 1 日に同資格を喪失し、28 年 7 月 11 日に同資格を再取得していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

九州（鹿児島）厚生年金 事案 4961

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 27 日から 46 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 3 月 27 日から 46 年 7 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）に勤務し、最初の研修期間 3 か月の給与は 6 万円ぐらいで、その後 12 万円ぐらいが支給されていたが、標準報酬月額が当時の給与支給総額より低い額とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における標準報酬月額について、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、当該被保険者原票に記録されている標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は見当たらない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、申立人と同年同月に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、申立期間において申立人と同様に C 社に出張して仕事を行っていた旨供述している複数の同僚は、給与とは別に出張に伴う旅費及び日当が支給されていた旨供述しているところ、当該同僚の一人が提出した申立期間のうち昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの給料支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、当該同僚に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されている 45 年 4 月から同年 6 月までの期間の標準報酬月額と一致している。

さらに、B 社は、当時の賃金台帳等の資料は残っておらず不明である旨回答していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない上、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

九州（大分）厚生年金 事案 4962

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年頃
② 昭和 42 年頃
③ 昭和 47 年頃から 48 年頃まで

私の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①から③までについて、それぞれ事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間①については、A市B区に所在するC社でD職として2年ぐらい勤務していた。

申立期間②については、A市E区（現在は、F区）に所在するG社でH職として2年ぐらい、また、I市でJ事業をしていたK事業所でL業務を担当し1年ぐらい勤務していた。

申立期間③については、A市M地区のN事業所でL業務を担当し2年ぐらい、また、同市O区に所在するP事業所でQ業務に従事し1年ぐらい勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、C社の元事業主は、「C社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の資料も残っていない。また、申立人についての記憶は無い。」と供述していること、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により当該期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる4人に照会したところ、回答があった3人全員が、「申立人についての記憶は無い。」と供述していることから、申立人が同社に勤務していたことを推認するこ

とができない。

また、C社に係る被保険者名簿では、申立期間①において申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②のうち、G社について、同社に係る被保険者名簿により当該期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる23人に照会したところ、回答があった15人全員が、「申立人については記憶していない。」と供述していることから、申立人が同社に勤務していたことを推認することができない。

また、オンライン記録によると、G社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間②における同社での勤務実態、厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、G社に係る被保険者名簿では、申立期間②において申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人は、申立期間②において、I市でJ事業をしていたK事業所でL業務を行い1年ぐらい勤務していたと主張している。

しかしながら、K事業所という名称での厚生年金保険の適用事業所の有無について管轄年金事務所に照会したが、該当する適用事業所は確認できず、申立人も同僚の姓名を記憶しておらず、連絡先が不明であることから、申立人の申立期間②におけるK事業所での勤務の実態を推認することができない。

一方、オンライン記録によると、K事業所に類似した事業所名であるR社が、平成8年4月1日に適用事業所となっていることが確認できることから、同社に申立人の申立期間②における勤務の実態、厚生年金保険料の控除等について照会したが、同社は、当該期間当時の資料を保管しておらず、当該期間における同社での勤務の実態、厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、K事業所の申立期間当時のS職が「Tちゃん」と呼ばれていた旨供述しているところ、R社に係るオンライン記録により当該人物を特定することができない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

3 申立期間③のうち、N事業所については、申立人はA市M地区の同事業所でL業務を行い2年ぐらい勤務していたと主張している。

しかしながら、N事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所の有無について管轄年金事務所に照会したが、該当する適用事業所は確認できない。

一方、オンライン記録によると、類似した事業所名であるU社が昭和43年10月1日に適用事業所となっていることが確認できることから、同社に照会したところ、申立期間③当時の事業主の子が、「A市M地区でVという名称を用いた事業所は、U社のみであった。」と供述していることから判断すると、申立人が記憶していたN事業所は、U社だったと考えられる。

しかしながら、U社に係る被保険者名簿により申立期間③において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる5人に照会したところ、回答があった3人全員が、「申立人について記憶していない。」と供述している。

また、U社に係る被保険者名簿では、申立期間③において申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間③において、A市O区に所在するP事業所でQ業務に従事し1年ぐらい勤務していたと主張している。

しかしながら、A市O区に所在するP事業所という名称の厚生年金保険の適用事業所の有無について管轄年金事務所に照会したが、該当する適用事業所は確認できない。

また、申立人はP事業所の事業主や同僚の姓名を記憶しておらず、連絡先が不明であることから、申立期間③における同事業所での勤務の実態を推認することができない。

このほか、申立人が申立期間③における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 1 日から 7 年 6 月 30 日まで

私は、勤務していたA社の資金繰りが悪化したため、社会保険事務所（当時）に相談した結果、社員の給与の減額を申請した方が良いとの指導を受けたので、社長と相談して、平成 7 年 7 月頃、同事務所に対して標準報酬月額の減額に係る届出を行った。

しかし、申立期間に控除された厚生年金保険料額は、従来標準報酬月額の 36 万円に見合う額のままとなっており、A社から標準報酬月額を減額した分に見合う保険料の還付も受けていないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における平成 6 年 12 月から 7 年 5 月までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初 36 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった 7 年 6 月 30 日より後の同年 7 月 10 日に、申立人及び元事業主の二人の標準報酬月額の記録が遡及して減額処理されており、申立人については、申立期間に係る標準報酬月額が 9 万 8,000 円に減額処理されていることが確認できる。

一方、A社の元事業主は、「申立期間当時、申立人にA社の経理及び総務担当者として、資金繰りなどを任せていた。」と供述しており、申立人も会社の日常的な資金繰りや社会保険関係の事務手続については自身が行い、事前又は事後に元事業主に報告や相談をしていた旨供述している。

また、A社を管轄していた社会保険事務所には滞納処分票は保管されていないものの、申立人及び前述の元事業主は、申立期間当時、資金繰りの悪化から、厚生年金保険料の納付に苦慮していたことを認めている。

さらに、申立人は、保険料の滞納に関する対処等について社会保険事務所と打合せした内容を元事業主に報告した結果、平成7年7月頃、A社の社員4人のうち申立人及び元事業主の標準報酬月額の減額に係る届出を行うことが決められた旨供述している。

これらのことから、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の減額に係る届出を行うことについて、元事業主と合意し、当該届出を自ら行ったことが認められる。

これらの事情等を含めて総合的に判断すると、申立人は、A社の社会保険事務担当者として当該事務の執行に当たり、自らの標準報酬月額の減額に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

九州（福岡）厚生年金 事案 4964

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月 1 日から 61 年 12 月 25 日まで
私は、昭和 56 年 6 月頃から A 社に入社し、B 業務に従事したが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は 61 年 12 月 25 日とされている。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できないが、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 3 人の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社は、「申立人に係る資料等は見当たらず、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等については分からない。」と回答している。

また、被保険者名簿により申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 18 人（前述の同僚 3 人を含む。）に照会したが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入状況、厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、A 社に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 61 年 12 月 25 日と記載されており、被保険者名簿及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、被保険者名簿において、申立期間を含む昭和 56 年 4 月 1 日から 61 年 12 月 25 日までの期間に健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したものは考え難い上、申立人に係る記録が遡って訂正されるな

ど不自然な事跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月26日から6年3月4日まで

私は、社会保険事務所（当時）から、個人事業所の事業主であったため厚生年金保険の加入は認められないとの指導を受け、国民年金に加入した。その後、事業所名をA社として法人化し、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得したにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿謄本により、申立期間当時、申立人は同社の代表取締役として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、申立内容を確認できる関連資料が見当たらない旨回答している上、オンライン記録により申立期間における同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員に照会しても、当時のことを記憶しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入、厚生年金保険料の控除等の状況について供述を得ることができない。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日（平成6年3月4日）は、訂正されたような事跡が見当たらず、不自然さはうかがえない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。